

中小企業の皆さんを応援します

(公財) 台東区産業振興事業団では、中小企業の皆さんに対して助成金による支援を行っています。助成の内容は変更になる場合がありますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

名称	内容	助成限度額	助成率	募集時期	名称	内容	助成限度額	助成率	募集時期	
1. 新製品新技術開発支援	区内中小製造業が、今までにないような先駆的な製品や技術を開発する場合に、経費の一部を助成	100万円	1/2以内	平成30年 4月23日(月)～ 6月1日(金)	8. 外国語ホームページ新規作成費用支援	区内中小企業が、初めて外国語のホームページを作成する際に、経費の一部を助成	最大10万円 ※ホームページ作成経費及び翻訳費それぞれ5万円を限度とする。	1/2以内	平成30年 4月2日(月)～ 先着順。 予算満了時点で終了 (事業実施前にお申込み下さい。)	
2. 新市場開拓支援	区内中小製造業・卸売業が、海外市場など自社製品の新たな販売市場を開拓していく場合に、経費の一部を助成	50万円 (海外市場への開拓、店舗出店の場合100万円)	1/2以内	平成30年 6月4日(月)～ 7月13日(金)	9. 知的所有権取得支援	区内中小企業が、特許権・実用新案権・意匠権・商標権を取得しようとする場合に、経費の一部を助成	5万円 (特許権のみ10万円)	1/2以内		
3. アトリエ化支援	区内中小製造業が、ものづくりの様子を公開するために工房を改修する際に、経費の一部を助成	100万円	1/2以内	平成30年 4月2日(月)～ 5月7日(月)	10. 個人研修(スキルアップ)支援	区内中小企業の経営者や従業員が、能力開発のために専門講座を受講する際に、受講料の一部を助成	3万円(※5万円) ※皮革製造技術者養成支援事業の事業参加決定を受けている事業者	1/2以内 (※2/3以内)		
4. 小規模事業者事業承継支援	区内で10年以上事業を営み、事業承継を行う予定の小規模事業者が、店舗の改修や設備の購入等を行う場合に、経費の一部を助成	50万円	1/2以内 ※商店街に加盟する事業者は2/3以内	平成30年 4月2日(月)～ 先着順。 予算満了時点で終了 (事業実施前にお申込み下さい。)	外国人観光客おもてなし支援	11. 外国語メニュー・パンフレット等作成支援	区内中小企業が、外国語のメニュー・パンフレットを作成する際に、経費の一部を助成	最大10万円 ※メニュー・パンフレット作成経費及び翻訳費それぞれ5万円を限度とする。		1/2以内
5. 試験研究機関活用支援	区内中小製造業が、都立産業技術研究センターの設備を利用し、自社製品の検査や研究を行う場合に、経費の一部を助成	5万円	1/2以内		12. 外国人おもてなし講習支援	区内中小企業が、外国人に対する接客力向上等の講習を行う場合に、経費の一部を助成	5万円	1/2以内		
6. 商品プロモーション支援	区内中小製造業が、区内に事業所を構えるデザイナーにパッケージ・印刷物・販促物のデザイン依頼をする場合に、デザイン委託費の一部を助成	15万円	1/2以内		13. 免税書類発行システム導入支援	区内中小企業が、免税書類発行システムを導入する際に、導入費の一部を助成	5万円	1/2以内		
7. 展示会出展支援	区内中小企業が、今までに出展したことのない展示会に出展する場合、2回目の展示会に出展する場合に、出展小間料の一部を助成	初出展	国内 10万円		1/2以内	14. ワーク・ライフ・バランスの推進支援	区内中小企業が、ワークライフバランスを推進する際に、コンサルティング費の一部を助成	10万円		1/2以内
		2回目	海外 20万円		1/2以内	15. 環境経営認証の取得支援	区内中小企業が、エコアクション21、エコステージまたはISO14001を認証・登録する際に、経費の一部を助成	10万円		1/2以内
			国内 5万円		1/2以内	16. プライバシーマークの取得支援	区内中小企業が、プライバシーマークを取得する際に、経費の一部を助成	10万円		1/2以内
			海外 10万円		1/2以内	17. BCP(事業継続計画)の策定支援	区内中小企業が、BCP(事業継続計画)を策定する際に、コンサルティング費の一部を助成	10万円		1/2以内

▶ 問合せ (公財) 台東区産業振興事業団 経営支援課 企業・人材育成担当 台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター ☎(5829) 4124

省エネ機器等の導入に対する助成金のご案内

省エネ機器等の入替などに対して助成を行っています。お得に導入して省エネしませんか。

● 省エネ効果が認められる機器の入替※

- ・ 導入費用(税抜) × 20%
- ・ 導入費用(税抜) × 20%
- ※空調やLED照明をはじめ、事業所で使用する幅広い機器が対象となります!

● 高反射率塗料塗布工事

- ・ 上限15万円

● 雨水貯留槽(雨水タンク)設置

- ・ 1台の上限5万円、2台まで
- ・ 導入費用(税抜) × 50%

● 太陽光発電システム設置

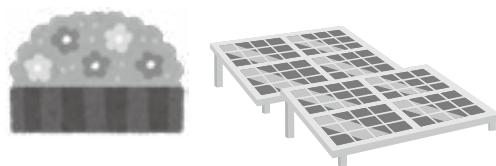
- ・ 上限50万円

● 窓・外壁等の遮熱・断熱改修

- ・ 出力1kwあたり5万円
- ・ 上限15万円

● 緑化に対する助成

- ・ 屋上緑化 上限30万円
- ・ 壁面緑化 上限15万円
- ・ 地先(接道部)緑化 上限10万円
- ・ 駐車場緑化 上限10万円
- ・ プランター設置 上限5万円



いずれも事前に申請が必要です。各助成金の要件等の詳細は左記へ問い合わせいただくか、台東区ホームページをご覧ください。

▼ 問合せ 環境課 ☎(5246) 1281 FAX(5246) 1159

区の資源回収をご利用の方へ

事業者の方へ

会社やお店から出る資源は有料です!



会社やお店から出る資源は、本来事業者自らの責任で処理することが法律で定められています。区では、少量の事業系資源に限り、「有料ごみ処理券」を貼ったうえで資源回収に出すことができます。有料ごみ処理券の目安については、台東区ホームページ「事業者の資源の出し方」をご覧ください。適正な分け方と出し方にご協力をお願いいたします。

▼ 問合せ 清掃リサイクル課 ☎(5246) 1291

消費税及び地方消費税の申告と納税はお済みですか

平成29年分の個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告は、4月2日(月)が申告・納付の期限となっていますので、申告書はお早めに提出してください。

● 申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」をご利用ください

「確定申告書作成コーナー」は、画面の案内に従って、金額等を入力すれば税額などが自動計算され、消費税及び地方消費税の申告書などを作成できる便利なシステムです。

また、作成したデータは、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」を利用して送信することができますので、申告書の作成には、ぜひ、「確定申告書作成コーナー」をご利用ください。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください(「国税庁」で検索)

● 郵便等で提出の方へ

確定申告書等の控用(手書き作成)に税務署の受付印が必要な場合は、控用にも署名・押印の上、返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

※申告書等にマイナンバーを記載するほか、本人確認書類の写しを添付してください。※浅草税務署管内の方は、次の送付先へ送付してください。

▼ 送付先 〒110-0865 池之端1-2-22上野合同庁舎

税務署事務処理センター 宛

● 便利な振替納税をご利用ください

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を4月2日(月)までに提出していただくだけで、ご指定の預貯金口座から振替日に自動的に納税が行われます。大変便利で確実な納付方法ですので、ぜひご利用ください。

・ 振替日 4月25日(水)

▼ 問合せ

東京上野税務署

☎(3821) 9001代

浅草税務署

☎(3862) 7111代